

令和8年度 村民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書の送付について

東海村役場税務課

「令和8年度 村民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書」を送付しますので、内容をご確認の上、各納期限までに口座振替、納付書払い、スマホ決済アプリ等により納付をお願いいたします。

なお、口座振替の方は、口座振替日前日までに残高確認をお願いします。

また、年金特別徴収（公的年金からの天引き）のみで、本年度の納税が完了する方（「差引普通徴収税額」に金額がない方）は、口座振替や納付書払いによる納税は必要ありません。

村民税・県民税とは？

村民税・県民税は、前年中の所得があった方に課税される税金で、その年の1月1日に住民登録されている市町村で課税されます。村民税・県民税の年税額は、定められた額で一律に課される『均等割』と前年中の所得に応じて計算される『所得割』の合計額です。村民税・県民税は前年の1月から12月までの1年間の所得を基に算定しますので、今年の所得がない場合でも、前年中の所得があれば課税されます。

森林湖沼環境税とは？

森林湖沼環境税は、県北地域や筑波山周辺などの森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川などの自然環境を、良好な状態で次世代に引き継ぐために、平成20年度から導入している『県税』です。上記の村民税・県民税と併せて村が徴収することとなっています。

森林環境税とは？

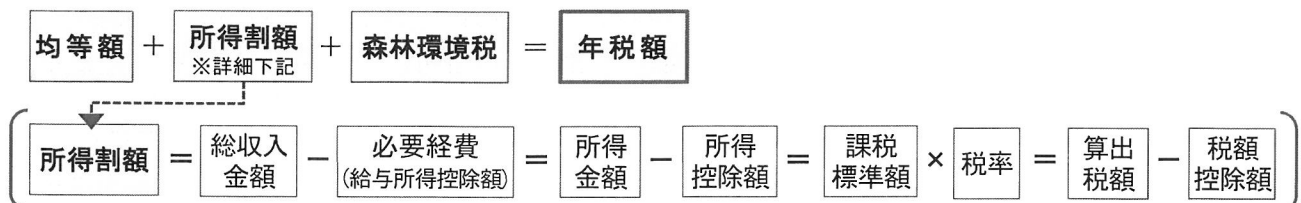
森林環境税は、森林の整備と人材育成・担い手の確保や木材利用の促進に関する施策の財源として令和6年度から課税されている『国税』です。上記の村民税・県民税と併せて村が徴収することとなっており、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

税率（令和8年度）

	村民税	県民税	国税	計
均等割	3,000円	2,000円※	—	5,000円
所得割 (分離課税は別税率)	6%	4%	—	10%
森林環境税	—	—	1,000円	1,000円

※森林湖沼環境税1,000円含む

税額の計算方法



※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

【期限後申告等の影響について】

令和8年3月17日以降に確定申告（期限後申告）をした場合、確定申告書が東海村税務課へ届くまでに数週間かかるため、当該申告書に基づく村民税・県民税・森林環境税の算定が今回送付の納税通知書兼決定通知書に反映できない場合があります。その場合には次の納期等での課税又は税額変更等を行い、改めて、納税通知書兼決定通知書にてお知らせします。

また、今回送付の納税通知書兼決定通知書に反映されなかった場合、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の当初の算定や給付の判定等に影響する場合がありますのでご了承ください。

給与特別徴収について

給与特別徴収は、事業主が従業員に毎月支払う給与から村民税・県民税・森林環境税を天引きし、市町村に納入する制度です。給与特別徴収に変更する場合は、**事業主が**特別徴収への変更依頼書を東海村に提出する必要があります。なお、**給与所得にかかる徴収方法を、本人の希望によって変更することはできません。**

普通徴収について

納付書による納付について

納付書裏面に記載された納付場所にて、納期限内に納めてください。

なお、二重納付防止のため、全期前納の納付書は送付していませんので、一括で納めていただく場合は、第1期から第4期の4枚の納付書をご利用ください。金額を訂正したものは、各期の税額が30万円を超えるものは、コンビニやスマートフォン決済アプリでは納付できません。

口座振替（自動払込）について

納付には口座振替が便利です。納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。是非、口座振替をご利用ください。

口座振替登録の申し込みの詳細については、東海村役場ホームページをご確認ください。



東海村役場 HP

※残高不足で引き落としができなかった場合は、納付書を送付いたしますので、指定された期日までに納付してください。

地方税統一 QR コードによる納付について

地方税共同機構が開設した「地方税お支払サイト」で、納付書表面に印刷される「地方税統一 QR コード」(eL-QR) をパソコンやスマートフォンで読み取り、クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、各種スマートフォン決済アプリ等で納付することができます。各種納付方法や対応スマートフォン決済アプリ等の詳細については「地方税お支払サイト」をご確認ください。

東海村役場 HP



納税証明書の発行には時間がかかります

スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトで納付した場合、領収証書は発行されません。納付履歴はアプリ内の利用明細等をご確認ください。領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニ等で納付してください。村で発行している納税証明書は、納付後5週間程度は発行できない場合があります。

年金特別徴収について

令和8年4月1日現在で、**年齢が65歳以上の公的年金受給者については、原則として公的年金所得にかかる税額を公的年金から特別徴収（天引き）することが定められており、公的年金所得にかかる税徴収方法を、本人の希望によって変更することはできません。**

公的年金所得以外の所得については、普通徴収（納付書払いまたは口座振替）や給与特別徴収で納めることになるため、1年間にかかる**税額の納付方法が2通り以上に分かれる場合がありますが、二重払いではありません。**なお、**昨年度すべての税額が年金から天引きされていた方でも、納付書が入っている場合がありますので、必ず同封の書類をご確認ください。**

年金特別徴収には、4月・6月・8月に前年度の税額から算出された額で天引きされる仮徴収と、10月・12月・2月に本年度の税額確定後に天引きされる本徴収があります。税額確定後、**仮徴収した額が過納付となり還付が発生した場合には、別途通知が届きます（例年10月頃発送）。**

※S35. 4. 2～S36. 4. 1 生まれの方については、10月から年金特別徴収が始まります（下図参照）。

徴収方法	初年度 (例:今年度の年税額が60,000円の場合)					2年目以降 (例:今年度の年税額が90,000円, 前年度の年税額が60,000円の場合)					
	普通徴収		年金特別徴収(本徴収)			年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
納期	第1期	第2期	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	今年度税額の約1/2		今年度年税額－普通徴収額			前年度の年税額÷2			今年度年税額－仮徴収額		

所得控除一覧

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額200万円 (地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合) 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 ※限度額8万8千円
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除	支払金額		控除額	基礎控除	納税者本人の所得金額	控除額		
	新契約	12,000円以下のとき			全額	2,400万円以下	43万円	
		12,000円超32,000円以下のとき			支払金額の1/2+6,000円		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		32,000円超56,000円以下のとき			支払金額の1/4+14,000円			2,450万円超 2,500万円以下
		56,000円超のとき			28,000円			
	旧契約	15,000円以下のとき			全額	扶養控除	一般	33万円
		15,000円超40,000円以下のとき			支払金額の1/2+7,500円		老人	38万円
		40,000円超70,000円以下のとき			支払金額の1/4+17,500円		特定	45万円
	70,000円超のとき		35,000円			同居老親等	45万円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)							
地震保険料控除	支払金額		控除額	障害者控除	一般障害	26万円		
	地震保険料	50,000円以下のとき			支払金額の1/2	特別障害	30万円	
		50,000円超のとき			25,000円	同居特別障害	53万円	
	旧長期契約	5,000円以下のとき		全額	寡婦控除		26万円	
		5,000円超15,000円以下のとき		支払金額の1/2+2,500円	ひとり親控除		30万円	
		15,000円超のとき		10,000円	勤労学生控除		26万円	
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円							

配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	特定親族特別控除	特定親族の所得金額	控除額
	控除額					58万円超95万円以下	45万円
	一般	33万円	22万円	11万円		95万円超100万円以下	41万円
	老人	38万円	26万円	13万円		100万円超105万円以下	31万円
配偶者特別控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	105万円超110万円以下	21万円	
	控除額				110万円超115万円以下	11万円	
	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	115万円超120万円以下	6万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	120万円超123万円以下	3万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円			
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円			
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円			
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円			
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円			
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円				

その他税額控除等の
詳細は東海村HPを
ご覧ください



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【問合せ先】

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村総務部税務課 029-282-1711 [課税内容に関すること] 住民税担当(内線) 1117, 1118, 1119

[納付・口座振替に関すること] 収納管理室(内線) 1115, 1116